砂川事件最高裁判決を根拠とする集団的自衛権の限定容認論を強く 批判し、憲法9条の解釈変更に断固反対する声明

1 安倍政権が「必要最小限度」の集団的自衛権の行使は許容されるなどと、まやかしの議論でなり振り構わず解釈改憲を押し進めようとする中、砂川事件最高判決が持ち出されている。

2014年3月31日,自民党の高村正彦副総裁(以下「高村副総裁」)は、同党の総裁直属機関「安全保障法制整備促進本部」において、「砂川事件最高裁判決」(以下「砂川判決」)を根拠に、「最高裁は個別的、集団的を区別せず自衛権を認めている」とし、その上で、「限定的なら集団的自衛権の行使は容認される」(以下、「限定容認論」)と主張し、与党内に同調を促そうとしている。

しかし、今から55年前に、米軍駐留を違憲とした東京地裁判決について、日米 両政府の意に沿う形で破棄した最高裁の不当な砂川判決(1959年12月16日) を援用して、集団的自衛権の根拠とするのは、そもそも筋違いである。限定容認論 なるものも、限定の範囲等はすべて時の政権の政治的判断に委ねられているのであ って、実際には無限定で、歴代政府が禁じてきた海外での武力行使に道を開くもの にほかならない。いかなる論理を持ち出そうとも、集団的自衛権行使を容認する解 釈変更は、憲法9条を死文化させるものであり、絶対にこれを許してはならない。

2 砂川事件は、旧米軍立川基地の拡張に反対するデモ隊が基地内に立ち入り起訴された事件で、在日米軍が憲法9条でいう「戦力」にあたるのか、裁判所が日米安保 条約の違憲性を審査できるのか否かという点が争点となった事件である。

東京地裁(1959年3月30日)は、「米軍在留は憲法9条に違反する」、全員無罪という画期的判決をした。9か月後、検察側の跳躍上告を受けた最高裁は、地裁判決を破棄、差戻し、差戻審で全員逆転有罪判決が言い渡された。その後、2008年以降、米国での公文書開示によって、田中耕太郎最高裁長官(当時)が、最高裁での審理開始前にマッカーサー米大使(当時)と会談し、最高裁での判決時期の見通しを伝え、判決直前にも合議の内容を伝えていた事実が明らかになった。公平・中立のはずの最高裁判所が、司法の独立を侵して、政治的に、「米軍駐留違憲」判決を破棄したのが、他ならぬ砂川判決であり、これを根拠に持ち出すこと自体、不当だといわなければならない。

3 不当判決というべき砂川判決の「固有の自衛権を否定したものではない」,「わが 国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措 置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然」という判示部分を根拠に、 高村副総裁は「最高裁は個別的、集団的を区別せず自衛権を認めている」などと主 張する。

しかし、これは、個別的自衛権を前提に前記判断を行ったものであり、これを集団的自衛権の根拠とするのは筋違いである。すなわち、砂川判決が「固有の自衛権は、否定されたものではなく」というのは、「個別的自衛権」のことであり、それは「わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」と続く文脈からも明らかなとおり、日本への武力攻撃に対する「防衛」や「抵抗」、すなわち個別的自衛権について判示しているにすぎない。また砂川判決の判決文には、集団的自衛権について、そのような権利の名称も、権利の内容のことも、一言も記載され

ていない。前述のとおり、砂川事件の裁判の争点は、在日米軍が憲法9条でいう「戦力」にあたるのか、裁判所が安保条約の違憲性を審査できるのか否かという点であり、集団的自衛権の有無は全く争点になっていない。仮に、砂川判決が集団的自衛権を認めているのならば、その後の内閣の憲法解釈にも反映されて当然であるが、その後の政府解釈は、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と、確立するに至っている。すなわち、歴代の政府は、我が国が行使しうる自衛権は、自国への急迫不正の侵害があった場合に必要最小限度の実力行使をもって防衛すること(個別的自衛権)に限定され、自国への攻撃を条件としない集団的自衛権は我が国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えるものであり、憲法9条上許されないのとの憲法解釈の見解を一貫して維持してきたのである。

高村副総裁の主張に対し、憲法学者からも「私が存じ上げるような学者の方でそういう議論をしている人はいない。なかなか理解することが難しい議論」だという批判も上がっている(長谷部恭男早稲田大学教授、3月28日、日本記者クラブでの会見)。

このように砂川判決を集団的自衛権の根拠とするのは筋違いであり、高村副総裁の主張は強引に理屈をこじつけているとしかいいようがないものである。

4 さらに砂川判決の「わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然」という判示部分を根拠に、高村副総裁は「国の存立を全うする必要最小限度の実力行使には、集団的自衛権の範疇に入るものはある」として、米艦船の防護などは「必要最小限度に当たる」「集団的自衛権の限定的な行使は容認される」と限定容認論を述べ、慎重論に立つ与党内の議員を説き伏せようとしている。

しかし,前述のとおり,個別的自衛権を有するかどうかが議論されていた時代の 判決を,集団的自衛権の行使の一部を認める根拠にするのは筋違いである。

そもそも、憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使容認をはかるということは、海外での武力行使への「憲法上の歯止め」をなくすことである。「憲法上の歯止め」がなくなれば、時の政権の政策判断で、行使の範囲は無制限に広がり、「限定行使」など何らの「歯止め」にもならない。現に高村副総裁が限定容認論を唱えた数日後、自民党の石破幹事長は集団的自衛権を行使する場合の自衛隊の活動について、「地球の裏側まで行くことは普通は考えられないが、日本に対して非常に重大な影響を与える事態と評価されれば、完全には排除しない」と明言しており、既に「限定行使」が「歯止め」にはならないことは露呈している。世論調査においても、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について、「反対」が6割を超えるなど、国民の平和志向は高まりを見せている(3月30日毎日新聞・4月6日朝日新聞)。集団的自衛権行使の限定容認論は、集団的自衛権に反対する国民世論に真っ向から挑戦するものである。

5 砂川判決を援用して、集団的自衛権の根拠とするのは筋違いであり、限定容認論 自体も、歴代政府が禁じてきた海外での武力行使に道を開き、武力の行使を禁止し た憲法9条を死文化させるものであり、自由法曹団は、これに断固として反対する。

> 2014年4月28日 自由法曹団 団長篠原義仁